

○本入札に係る注意事項

本入札は電子入札となります。紙入札をされる場合は、伊予市電子入札運用基準 5－4 紙入札方式による場合における郵送等による取扱いのとおり入札をしてください。

○伊予市電子入札運用基準（抜粋）

2－4 紙入札方式による提出期限について

電子入札案件に紙入札方式で参加する場合の申請書、入札書に添付して提出する工事費内訳書等の書類（以下「添付書類等」という。）及び入札書の提出期限は電子入札の提出期限と同じとし、期限までに必着とする。

また、提出方法については、指定した場所に郵送又は持参（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

2－5 紙入札におけるくじ番号の入札書への記載

紙入札業者は、入札書にくじ番号（任意の3桁の数字をいう。以下同じ。）を記載し提出するものとする。ただし、入札書にくじ番号が記載されていない場合は、当該入札書に記載された入札価格の上位3桁をくじ番号とする。

5－4 紙入札方式による場合における郵送等による取扱い

- (1) 紙入札による場合には、原則として、必要書類の一式を郵送等するものとする。
- (2) 郵送等の締切は電子入札システムの締切の日時と同一とする。また、郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。
- (3) 郵送等にて提出する場合については、上記(1)、(2)に加えて、入札書及び工事費内訳書は二重封筒とし、表封筒に入札書及び工事費内訳書在中の旨を朱書きし、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「工事費内訳書」を表示し、密封したものを有効な書類として認めるものとする。発注者は、工事費内訳書にあつては、工事費内訳書開封日時まで、入札書にあつては、開札日時まで厳重に保管するものとする。
- (4) 委任状については、入札書と併せて同封するものとする。

附則

- 3 この基準の施行の日から平成32年3月31日までの間は、市の電子入札システムに利用者登録をしていない者の紙入札での参加を認めることとする。この場合においては、申請書、入札書等の提出をもって紙入札方式参加承諾書の提出があったものとみなし、その受領をもって承諾したものとする。